

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会（第56回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成26年10月28日（火） 15:58～16:30

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

東海 幹夫（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、佐々木 かをり、  
関口 博正、辻 政次、長田 三紀、宮本 勝浩

（以上7名）

第3 出席した関係職員等

吉良 裕臣（総合通信基盤局長）、吉田 真人（電気通信事業部長）、  
高橋 文昭（総合通信基盤局総務課長）、吉田 博史（事業政策課長）、  
飯村 博之（事業政策課企画官）、柴山 佳徳（事業政策課調査官）、  
竹村 晃一（料金サービス課長）、片桐 義博（料金サービス課企画官）  
塩崎 充博（電気通信技術システム課長）、  
富岡 秀夫（電気通信技術システム課企画官）、  
神田 剛（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第5 議題

諮問事項

ア 接続料規則の一部改正について【諮問第3067号】

イ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3068号】

## 開 会

○東海部会長 ご出席予定の委員の先生方も御出席でございますし、概ね4時、ちょっと少し前ですけど、ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気情報通信事業部会（第56回）を開催させていただきたいと思います。本日は委員8名中7名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

それでは、本日の議事を進めてまいりたいと思います。本日は諮問事項が2件でございます。

まず、諮問第3067号「接続料規則の一部改正」について、審議をいたします。総務省から説明をお願いいたします。

○片桐料金サービス課企画官 それでは、資料56-1に基づきまして改正の概要について説明いたします。

まず資料1ページでございますが、こちら諮問書でございます。本件は、電気通信事業法の関係規定に基づきまして、接続料規則の一部を改正すべく諮問させていただくものでございます。

2ページ目をご覧ください。まず「改正の背景」でございます。こちらについて簡単に説明させていただきます。NTT東西が設置する第一種指定電気通信設備に係る接続料のうち、加入者交換機能等の電話網等に係る各機能の接続料につきましては、長期増分費用方式に基づき算定されています。この長期増分費用方式は、接続料の原価の算定を、実際に要した費用ではなく、モデルを用いて計算した効率的なネットワークの費用に基づいて行うものです。現在の電話網等の接続料は、平成24年9月25日の情報通信審議会答申を踏まえ、平成25年度から平成27年度までの3年間を適用期間といたしまして、この長期増分費用方式によって算定されているところです。

続きまして、「改正の概要」でございますが、長期増分費用方式による算定に用いる入力値につきましては、接続料規則の別表に細かく規定されておりますが、今申し上げました平成24年の答申におきまして、これらの入力値について、可能な限り最新のデータを用いることが適当であるとされました。このため、これらの入力値を最新のものにすべく、接続料規則の改正を行うものです。なお、これら入力値は、本年7月から8月にかけて、関係事業者に提案募集を行い、その結果を踏まえて算定したものです。また、その結果については、今月24日に開催された長期増分費用モデル研究会においてご検討いただき、ご了解いただいたものになっております。

それでは、具体的な改正点について説明させていただきたいと思いますので、3ページ以降の新旧対照表をご覧ください。改正点は赤字にして下線を付しております。

最初の表の別表2の2には、モデルにおける正味固定資産価格の算定に用いる値を記載

しております。今回改正した箇所は、まず6ページでございます。

ページの中ほど少し上辺りにあります、「き線管路」、「電線共同溝」、「情報ボックス」について数値を見直していますが、これらは各事業者にご提案いただいた利用実績等を勘案して更新しているものでございます。

続きまして、8ページをご覧ください。ページの中ほどにあります伝送装置のユニット数やインターフェースの数の一部についても、事業者にご提出いただきました利用実績を勘案して、更新しています。

続きまして、11ページをお開きください。こちらも8ページと同様でございます。

続きまして、16ページをお開きください。ここでは、土地単価時点補正係数という値を更新しています。これは毎年の地価の変動を反映させるための値で、国土交通省から公示されています地価公示価格を踏まえ、県別に算定するものです。

これが17ページの中ほどまで続いています。その下に列記されています監視設備や土地建物などの投資額比率についても見直されています。これらは、NTT東西の実際の会計データを基に算定しているものでありまして、今回は平成25年度のデータを基にした値に更新しているものです。

次に、18ページ以降の別表4の3をご覧ください。ここには、費用算定に用いる値が規定されています。まず、18ページから23ページまでにかけては、各種設備にかかる施設保全費を算定するための値が規定されています。これらの値は、NTT東西の実績を基に、フォワードルッキング性を考慮すること等によって算出されたものですが、NTT東西は、毎年効率化を進めていることから、これらの値も減少しているものでございます。

続きまして、24ページ目をお開きください。ここには、各種設備にかかる経済的耐用年数が規定されています。このうち、交換機、メタルケーブル、管路等については、新規投資抑制を考慮した補正方法を用いた推計方法により、また、伝送装置については、各種伝送装置ごとの最長使用年数を加重平均することにより計算しています。遠隔収容装置については、交換機と伝送装置の耐用年数の平均値により、また、無形固定資産の交換機ソフトウェアについては、年度ごとの投資額をベースとした加重平均によりまして、それぞれ算定されたものでございます。

最後に25ページ目をお開きください。本改正案に係る附則の案でございます。附則には、施行期日、準備行為、経過措置が規定されていますが、いずれも例年同様の主旨のものとなっております。私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○東海部会長 ありがとうございます。毎年の長期増分費用方式に基づく入力値の入れ替えという問題でございますけれども、ご承知のことではございますが、どうぞご審議をいただきたいと思っております。いかがでございましょうか。

それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問された内容を、本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載する

などいたしまして広告し、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見招請は、11月27日木曜日までといたします。

また、提出された意見を踏まえまして、接続委員会において調査・検討いただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがだと思いますけれども、よろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。よろしければその旨決定することといたします。

次に、諮問第3068号「電気通信事業法施行規則等の一部改正」について、審議いたします。総務省からまずご説明をお願いいたします。

○塩崎電気通信技術システム課長 はい。電気通信技術システム課の塩崎でございます。資料56-2を用いましてご説明をさせていただきます。

1ページめくっていただきまして、下にページが書いてございますが、1ページでございます。諮問書でございますが、読み上げは省略させていただきますが、本年6月の電気通信事業法の改正に伴い、電気通信事業法施行規則等を一部改正することとしたいので、電気通信事業法の規定に基づきまして諮問させていただくものでございます。

2ページ目をご覧いただきたいと思えます。まず背景でございますが、かいつまんでご説明させていただきます。2段落目になります。近年ネットワークやサービスの多様化・高度化が進展し、事故の原因や内容等が多様化・複雑化しており、このような事故の再発防止に向けた対策等について検討する必要があるため、総務省では、平成25年4月から検討会を開催しまして、同年10月に報告書を取りまとめたところでございます。

4段落目でございますが、この検討会の結果を踏まえまして、電気通信サービスの確実かつ安定的な提供を確保するために、利用者への影響が大きい、回線を持たない、回線非設置事業者についても回線設置事業者と同様の事故防止の規律を導入すること等を内容とする電気通信事業法の改正を行ったところでございます。

この電気通信事業法の改正を踏まえまして、下の枠で囲みました「Ⅱ 改正の概要」に示します(1)から3ページ目、4ページ目にかけて、10本の省令改正を行う予定としてございます。そのうちの(1)から(3)の3つの省令改正につきましては、電気通信事業法の規定に基づきまして、諮問させていただくものでございます。この(1)から(3)の改正概要につきましては、5ページ目の参考資料で説明をさせていただきたいと思えます。

5ページ目、参考資料でございます。1ページめくっていただきまして、6ページ目になります。これが今回の電気通信事業法における事故防止の規定の概要を表にまとめたものでございます。

下の表の行のほうでございますが、事業者の区分を表しております。これまでは一番上の回線設置事業者というのと、あと下の2つをまとめて回線非設置事業者という区分でございましたが、今般の法改正で回線非設置事業者を「有料かつ大規模」と「小規模等」の2つの区分に分けてございます。この「回線非設置事業者(有料かつ大規模)」という

ころは、自ら回線を持たず、電気通信サービスを提供しているインターネットサービスプロバイダー等が該当することになります。

こちらの、今度は表の列のほうでございますが、これは電気通信事業法で義務付けております事項を表してございます。これまでの法律、現行法では、黄色部分のところを規定してございましたが、今回の改正によりまして、青色と言いますか、ちょっと紫がかっていますが、紫色の部分新たに義務付けているものでございます。

本日諮問させていただき事項が3つございますが、そのうちの2つは、下の赤枠で囲った、今回新たに設けました有料かつ大規模の回線非設置事業者の「有料かつ大規模」といったところの定義と、その事業者に義務付ける技術基準になります。

ページをめくっていただきまして、今回の、本日諮問させていただきます3つの省令改正の内容でございます。1番目と2番目が、今前ページでご説明したものでございます。あともう1つ3番目、主任技術者関係がでございます。詳しくは、次のページ以降でまたご説明をさせていただきます。

めくっていただきまして8ページ目になります。本日諮問させていただきます、まず1つ目のものでございますが、先ほどの6ページ目の表でご説明させていただきましたが、今回の電気通信事業法の改正によりまして、利用者の利益への影響の大きい電気通信役務を提供する回線非設置事業者については、これを指定事業者として指定し、技術基準を課すことにいたしました。今回その、利用者の利益への影響の大きい電気通信役務の基準といたしまして、下の2つ、利用者数が100万以上であること。2つ目、利用者から電気通信役務の対価として料金を徴収するもの、いわゆる有料であるもの、というこの2つの規定を電気通信事業法施行規則において規定したいと思っております。また、その事業者の指定につきましては、告示において指定するということになります。現時点で対象となりますのは、100万人以上の利用者があるニフティ、ビッグロブ、NTTぷららの3社ということになります。この3社につきまして、来年度夏頃に指定を実施したいと考えてございます。

ページをめくっていただきまして9ページ目になります。本日の諮問事項2件目でございますが、先ほどのこの指定事業者に課します技術基準を定めたものでございます。左側の枠は、現行の省令でございます事業用電気通信設備規則の構成です。第1章から第5章でございますが、これを今回右側のように、2章と3章は第2章という形でまとめますが、第4章という形で、今回のその指定事業者に係る技術基準を規定するというものでございます。具体的に義務付ける事項につきましては、次のページ以降になります。

ページめくっていただきまして、10ページ目になります。こちらの表でございますが、一番左側の列のところでございますが、これがただ今省令、事業用電気通信設備規則で定めています技術基準の事項になります。ちょうど表の真ん中の「回線設置事業者に係る技術基準」、これは現行基準でございますが、回線を持っている電気通信事業者に課している技術基準でございます。一番右側でございますが、このオレンジ色の枠がついたところが、

今回電気通信事業法で規定しました指定事業者に係る基準でございます。この指定事業者にかける技術基準というのは、基本的に回線設置事業者と同様の技術基準を適用するという考えでございます。

基本的に、例えば一番上の「予備機器等」というところを見ていただきますと、今回の指定事業者についても、回線設置事業者と同じような形で基準をかけるという形になってございます。ただ、この表の下から2番目、「有線放送設備と同一の線路を使用する回線設備」とございますが、この技術基準は、回線を持つ事業者にのみ該当する技術基準ということになりますので、今回の指定事業者は回線を持ちませんので、ここの技術基準だけは外れますが、それ以外は全て回線設置事業者と同じ技術基準をかけさせていただくというものになってございます。

次のページには、秘密の保持ですとか、それ以外の技術基準、同じように技術基準をかける予定でございます。

その次のページ、12ページも、品質基準につきましても同じように適用するという考えでございます。

めくっていただきまして、13ページ目でございますが、これが本日の3件目の諮問事項になります。一番上の枠のところでございますが、電気通信事業法及び電気通信主任技術者規則では、原則としまして、事業用電気通信設備を直接に管理する事業場ごとに電気通信主任技術者を選任するということを定めてございますが、今般、以下の2つの場合について、選任要件を緩和することとしたいと思っております。

まず1件目の場合でございますが、それが緑枠で囲われている部分でございます。「無線LAN基地局のみを設置する場合」ということでございます。現在、無線LAN基地局、いわゆるアクセスポイントのみを設置する電気通信事業者、回線は他の電気通信事業者のものを利用しているという場合ですが、その設備が小規模である場合等を除きまして、電気通信主任技術者の選任が義務付けられてございます。

これを、矢印の下でございますが、端末機器の技術基準適合認定等を取得している設備のみを設置する場合については、電気通信主任技術者の選任を免除しまして、事業者の負担を軽減しようというものでございます。具体的には、下のところの表で説明させていただきますと、現行法令では、アクセスポイントの設置につきまして、設置場所に応じまして、2とおりに区分、区別してございます。それが下のアとイというものでございます。

まずアでございますが、アクセスポイントの設置場所が、一部の設置の場所が、他の部分の設置の場所と同一の構内または同一の建物内と書いてございますが、端的に申しますと、屋内に設置した場合ということになります。例えばホテルの中ですとか、博物館の中といった、そういった建物の中というものでございます。イのほうが、アの場合以外ということで、基本的に屋外に設置した場合ということになります。例えば公園ですとか、あるいは道路に設置されている自動販売機の上ですとか、公衆電話ボックスの上に設置する場合というものでございます。

このアとイによって、その右側の欄になりますが、(1) アクセスポイントのみを設置して行う無線LAN事業者の、そのアクセスポイントの位置づけが変わってまいります。アのところのアクセスポイントの位置づけにつきましては、端末設備という位置づけになることから、主任技術者は設置不要ということになります。ただ、イの場合は、屋外に置いてあるというのは現行法では電気通信回線設備という形で位置づけられておまして、主任技術者の設置が必要ということになってございます。基本的に同じアクセスポイントの端末設備みたいなものを置いておくわけですが、設置場所によって扱いが異なっているという形になってございます。ここの部分を、屋外にあるアクセスポイントにつきましても、電気通信主任技術者の選任を免除するという緩和をしたいというものでございます。

それから2つ目の場合でございますが、それが緑枠の別の薄い灰色の部分でございますが、「他事業者の電気通信主任技術者が選任されている場合」ということで、今般の電気通信事業法の改正に伴いまして、指定事業者について、電気通信主任技術者の選任が義務付けられることとなります。ただ、そもそも回線非設置事業者ということで、他の事業者から設備を借りている場合でございますので、借りている事業者が電気通信主任技術者を配置している場合、その事業者の電気通信主任技術者の選任状況を報告することによって、その指定事業者の電気通信主任技術者の選任は免除することで事業者の負担を軽減するという措置を行いたいと考えてございます。

この2点につきまして、電気通信主任技術者規則を改正したいというものでございます。

ページめくっていただきまして、最後のページ14ページになりますが、今後のスケジュールでございます。本日諮問させていただきまして、12月16日開催予定のこの部会で、パブコメ後の検討をいただきまして、ご答申をいただければと思っております。なお、これらの省令の施行につきましては、改正電気通信事業法の施行日と同じ平成27年4月1日を考えてございます。

説明は以上でございます。ご審議どうぞよろしくお願いたします。

○東海部会長 ありがとうございます。ネットワークやサービスが多様化・高度化するということは、これは利用者にとっても利便の向上という意味において大変望ましいことではございますが、他方、事故が多様化・複雑化するという、そういうことも起こってまいります。そういったことに対する措置をきちっと整理していただくということ、この事業部会の大切な役割かと思っております。どうぞご議論いただきたいと思っております。

○辻委員 よろしいですか。

○東海部会長 どうぞ。

○辻委員 今の点で、2点ご質問させて下さい。ユーザーに対する技術的な基準や利便性を確保するという趣旨では大変結構かと思っております。今までこのような規定の対象外であった回線非設置事業者に対して、回線設置事業者と同等に対策を求めた場合、実際どれだけの費用が必要になるか。また、基準を満たすために投資した場合、その費用は利用者に転化されないか。あるいは、その金額は事業者の内部で消化できるような規模になるのか、

分かりません。基準を強めると、それがユーザー料金の上昇となる恐れはないのか、少し気になりました。

それから2点目は、今の諮問事項の2の、新しく課されるものの中に、様々な設備の損壊・故障対策というのがずらっと出ておりますが、これは設備にかかわるものが多いわけです。今日問題になっているのは、確かにこういうものもありますが、セキュリティに関するものもある訳です。ハッカーやウィルス対策費用は、確かに故障対応ではありませんが、ユーザーの利便性を確保する対策になっています。このような費用は含まれているのでしょうか。

この点は、ここでの議論の趣旨とは異なるかも知れませんが、セキュリティ対策というようなものは、同じような基準が定められているものか教えていただけますと有難いです。

○東海部会長 はい。2つございますが。

○塩崎電気通信技術システム課長 まず1点目でございますが、費用については、申し訳ございません、そのところのデータは持ち合わせていません。そういう意味では、どのぐらいの費用がかかるのかというのは、きちんと算定はしていないところでございます。ただ、今回の規定のところでございますが、今回利用者数が100万以上の加入者を持っている事業者ということで、ここでいきますと8ページ目のところのちょうど真ん中のところに書いてございますが、過去5年間の重大事故を見ますと、100万以上の事業者というのが、事故の約8割を占めてございまして、非常に利用者への影響が大きいというところがございます。その費用という点は確かにございますが、利用者への影響という観点から、今回このところを規定させていただきたいと思っているものでございます。ちょっと答えになっているかどうかはございますが。

それからあと2点目のセキュリティの件でございますが、一応11ページ目の2の「秘密の保持」というところで、蓄積情報の保護あるいは通信内容の秘匿措置というところで、一部そのセキュリティの規定も設けているところでございます。以上でございます。

○東海部会長 よろしゅうございますか。

○辻委員 はい。

○東海部会長 コスト面のデータについては、諮問期間中、もし何らかの関係資料がありましたら、また後日お教えいただければと思っております。

○塩崎電気通信技術システム課長 かしこまりました。

○関口委員 いいですか。

○東海部会長 どうぞ。

○関口委員 この8ページ目の一番下に事故防止規律の条項が書いてありますけども、こういった内容を拝見している限りでは、管理責任者を置きなさいだとかいう人件費が少し上がったり、あるいは規定を少し作成したりという程度ですから、負荷そのものは事業者さんに大してかからない内容が多いんじゃないでしょうか。ただ、いったん事故が起きたときには適切に対応するような体制を作れという指示だと思いますので、あまり負担の点

では多くなさそうには感じますけどね。あんまり私も正確には分からない。ただ単なる印象ですけど、いくつかの改正案を拝見している限りにおいては、コスト的にはそれほどの負担がなさそうな印象は受けております。

○東海部会長 そういふ方向であれば結構かと思いますが、念のため、行政のほうでもお調べいただければありがたいと思っております。ほかにいかがでしょう。

○辻委員 10ページに、「損壊・故障対策」と出ていますが、これは既に取られているはずのようなものを確認されているのですね。大規模事業者ですと、すでにこのような対策をとっていると思います。ですから、関口委員のお話のように、こういう必要な対策をとっていますね、あるいはきちんとしてください、といった確認的な事項であり、特段足りないものをこれだけ新たに設置せよとか、必ずここまでのものを準備せよという趣旨の規定ではないと見てよろしいのでしょうか。

○塩崎電気通信技術システム課長 基本的には先生のおっしゃいますとおり、もともと大きな、たくさんのユーザーを抱えている、責任を持っている事業者でございますので、大半の対策は取られているものと思っております。一部追加的になるものもあるかもしれませんが、それは先ほどのご質問の費用の面とともに調べさせていただきたいと思っております。

○東海部会長 よろしゅうございますか。

○辻委員 はい。

○東海部会長 ほかにいかがでしょう。

○酒井委員 よろしいですか。ニフティとかビッグローブが例えば対象になるというお話しですけども、そうすると、ニフティ等はもちろん普通の伝送路とか何かは持っておりますが、サーバーとかそういったものもこの基準の対象に入るんですけど。

○塩崎電気通信技術システム課長 はい、入ります。

○酒井委員 それに対しての電気通信主任技術者の選任義務も入るんですね。

○塩崎電気通信技術システム課長 はい、かかります。

○酒井委員 分かりました。ただこのところで、設備をほかのところを使っているということ、その場合にはいいという話は、それはニフティや何かの場合には、ネットワークの回線そのものは他の通信事業者から多分借りているんだろうと思っておりますので、その部分についてはいいと、そう考えればよろしいわけですね。

○塩崎電気通信技術システム課長 おっしゃるとおりでございます。

○酒井委員 分かりました。

○東海部会長 よろしゅうございますか。

○酒井委員 はい。

○東海部会長 ほかにいかがでございましょうか。特によろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問された内容を、本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどいたしまして広告しまして、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見招請は11月27日木曜日までといたします。よろしゅうございましょうか。

よろしければその旨決定することといたします。

以上で本日の審議終了でございます。委員の皆様方、何かございますでしょうか。

事務局からはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは以上で本日の会議を終了いたします。次回の事業部会につきましては、別途確定になり次第、事務局から連絡させていただきます。以上で閉会といたします。ありがとうございました。

閉 会